別紙様式第十六号の十九第２の２(1)少額短期保険株式会社及びその子会社等の表及び(2)少額短期保険相互会社及びその子会社等の表中「負ののれん」を削り、同様式第２の３(1)少額短期保険株式会社及びその子会社等の表中「法人税等合計」を「法人税等合計　少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）」に改め、同様式第２の３(2)少額短期保険相互会社及びその子会社等の表中「法人税等合計」を「法人税等合計　少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）」に改める。

別紙様式第十六号の二十第２の１記載上の注意中(4)を削り、(5)を(4)とし、同様式第２の２(1)少額短期保険株式会社及びその子会社等の表及び(2)少額短期保険相互会社及びその子会社等の表中「負ののれん」を削り、同様式第２の３(1)少額短期保険株式会社及びその子会社等の表中「法人税等合計」を「法人税等合計　少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」に改め、同様式第２の３(2)少額短期保険相互会社及びその子会社等の表中「法人税等合計」を「法人税等合計　少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」に改める。

別紙様式第十六号の二十四第２の１記載上の注意中(4)を削り、(5)を(4)とし、同様式第２の２(1)生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表及び(2)損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「負ののれん」を削り、同様式第２の３(1)生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「固定資産等処分益」を「固定資産等処分益　負ののれん発生益」に改め、同様式第２の３(2)損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「固定資産等処分益」を「固定資産等処分益　負ののれん発生益」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の１記載上の注意中(4)を削り、(5)を(4)とし、同様式第２の２(1)生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表及び(2)損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「負ののれん」を削り、同様式第２の３(1)生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「固定資産等処分益」を「固定資産等処分益　負ののれん発生益」に改め、同様式第２の３(2)損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等の表中「固定資産等処分損」を「固定資産等処分損　負ののれん発生益」に改める。

第五条　無尽業法施行細則の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二の表中「負ののれん」を削り、同雛形二の表中「固定資産処分損」を「固定資産処分損　負ののれん発生益」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

分　益	××××
生　益	××××